

無料相談会



タウントピックス

子育て・ほげんだより

生涯学習だより

図書館だより

タウンInformation

カメラスケッチ

みんなの広場

無料相談会・消費の豆知識

年末年始業務日程

カレンダー

行政相談	日程	時間	場所	内容(対応者)	予約・問合せ
行政相談	12月16日(金) 1月6日(金)	9:00~12:00	ゆめプラザ・那須	行政上の困りごと (平山英夫行政相談委員)	自宅 ☎72-5234
心配ごと相談	12月20日(火)	10:00~15:00	ゆめプラザ・那須	身の回りの心配ごと (民生委員2名)	社会福祉協議会 ☎72-5133
子育て相談	12月17日(土) 1月21日(土)	9:00~17:00	子育て支援センター	子育てで不安なこと (児童家庭相談員 ほか)	子育て支援センター(※1) ☎71-137
働く人のメンタルヘルス相談	12月20日(火)	13:30~16:20	大田原労政事務所 (県那須庁舎)	仕事上での悩みごと (産業カウンセラー)	大田原労政事務所(※2) ☎0287-22-4158
交通事故巡回相談	12月28日(水) 1月11日(水)	10:00~11:00 13:00~14:00	那須県民相談室 (県那須庁舎)	損害賠償、示談交渉など (交通事故相談員1名)	県民プラザ室(※3) ☎028-623-2188
不動産相談	12月23日(金)	13:30~15:30	不動産会館県北支部	不動産取引など (相談員2名)	宅建協会県北支部 ☎0287-62-6677
広域無料法律相談	1月12日(木)	13:30~16:30	トコトコ大田原(3階)	法律上の困りごと (弁護士1名)	大田原市総務課(※4) ☎0287-23-1111
高齢者の総合相談	月~金曜日	8:30~17:00	那須地区地域包括支援センター (ゆめプラザ・那須内)(※5) 高原地区地域包括支援センター(※6) 保健福祉課	高齢者の介護、虐待、 福祉、健康など (相談内容による)	那須地区地域包括支援センター (ゆめプラザ・那須内) ☎71-1138 高原地区地域包括支援センター ☎73-8881 保健福祉課 ☎72-6917.6910
成年後見相談会	1月13日(金)	13:00~16:00	ゆめプラザ・那須	成年後見制度に関すること (司法書士)	保健福祉課社会福祉係(※7) ☎72-6917
障がい等の総合相談窓口	【町委託業者】○指定相談支援事業所ノエル ☎73-5315 ○地域生活支援センターゆずり葉(那須塩原市) ☎63-7777				

- ※1 子育て相談：別日の希望がある方はご相談ください。
- ※2 働く人のメンタルヘルス相談：相談日3日前(土日祝日を除く)午後5時までに電話で予約。
- ※3 交通事故巡回相談：相談日3日前(土日祝日等を除く)までに電話で予約。予約がないときは、巡回相談を実施しません。
- ※4 広域無料法律相談：1月5日(木)~11日(水)の期間に電話で予約。
- ※5 那須地区地域包括支援センター対象地区(黒田原、田中、大島、逃室、夕狩、成沢、芦野、寄居、富岡、伊王野、美野沢、稲沢)
- ※6 高原地区地域包括支援センター対象地区(大沢、田代、池田、室野井、湯本、高久)
- ※7 成年後見相談会：電話で予約。定員2名先着順。

消費の豆知識 急増！海産物の電話 勧誘販売・送り付け トラブル



「新型コロナウイルスの影響で商品が売れない。支援してほしい」と電話で勧誘され、勧められた海鮮物の詰め合わせを注文したものの、届いた商品は値段相当とは言えない質の悪いものだったという相談が急増しています。

また、電話勧誘の際に購入を断つても後日商品が届くなど、送り付けの事例もみられます。

▼消費者へのアドバイス
○少しでもおかしいと思ったら、きっぱりと断りましょう。

「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」などと消費者の同情心につけこみ、意図的に断りづらい状況にする事業者がみられます。必要以上に情に訴えてくる、勧誘が強引など、少しでも不審な点があった場合はきっぱりと断りましょう。

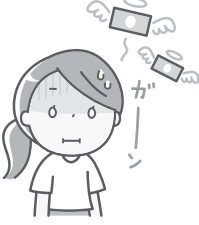
○電話勧誘で契約をしたときはクーリング・オフしましょう。

事業者からの電話勧誘を受けて契約をした場合は、特定商取引法

悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談は、**「那須町消費生活センター」**へ！

■開所日 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)
■時間 午前9時~正午、午後1時~4時
■場所 那須町役場内1階東側
■電話 0287-72-6937

「消費者ホットライン」3桁の電話番号**188番**へ
土日など役場が休みの時にも、相談可能な窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)



に定める「電話勧誘販売」に該当します。電話で海産物の購入を承諾してしまっても契約の取り消しやクーリング・オフができる場合があります。不安に感じたりトラブルになった際は消費生活センター等に相談してください。

▼問合せ
○那須町消費生活センター
☎72-6937
○栃木県消費生活センター
☎028-625-2227